

間」が待ち受けていることを自覚せざるをえない。

資本主義経済は個別企業が予測にもとづいて産出量、雇用量および投資の「決定」を行い、市場における結果を通じて諸資本間の競争が展開されるシステムである。「規制」はこの企業の「決定」に何らかの制約を与える、ということの意味するが、範囲をどこまで認めるか、どのような手順で、どのような方法でそれを行うかということが問題になる。投資、雇用量、産出量についての決定は個別企業に委ねられるという現行システムをさしあたっては変更しない、という前提を置くならば、投資に直接、間接、抑圧的な影響を及ぼす規制は、一般的には「雇用への影響」を避けることはできない。このような事態は個別企業が各雇用量水準に対応して、一定水準の利潤を要求することから生ずる。したがって例えば「利潤に対する規制」は、多くの場合、独占資本の「雇用の削減」という反応となって現れることになるのである。

「利潤要求態度」を変更させ、より低い利潤率や利潤分配率でも雇用を維持増加させる、といった規制(例えば「不況時においても企業の雇用削減を認めない」といった規制)は、全く不可能とはいえないが、現在の諸条件を前提とするかぎり困難であるといわざるをえない。なぜなら「ある一定水準の利潤率の要求」は個別の企業経営者の意思というよりは、むしろ諸資本の競争によって、規定されてくるものであるからである。もっぱら国内資本だけを対象として利潤要求態度の変更を迫る政策は資本間の国際的競争の中では効力を発揮しえない。国内資本を対象とした規制は国内産業の空洞化と当該国資本の競争力低下を招き、他の国際独占体に市場支配を許すだけの結果に終わることになりかねないからである。いずれにしても独占資本の投資行動が国境を越えて展開されている状況の中では、これらの独占資本に対する規制に関する諸要求をかちとる運動も1国内に留まっている限り、限界があり、国際的な連帯が不可欠である。著者が本書で強調したい点の1つもこの点であろうと思われる。

国民の間には、自分達の生活が踏み台にされて独占資本の利潤追求がはかられているという認識は定着しつつあるが、同時に独占資本に対する規制のか

けかたによっては企業の投資意欲を減退させ、さらなる景気後退、雇用削減、という一層の悪循環スパイラルの道を歩むのではないか、という懸念も根強い。現在はこのような国民の雇用に対する不安を梃子にして独占資本にとって障害となる「規制」の撤廃や大胆な合理化を可能にする労働条件のさらなる切り下げが強行されようとしている。この「雇用」に対する懸念を払拭するような規制のありかたはどのようなものか検討することは、重要な課題である。

評者が触れたような「難問」は生産に関する実質的な決定権が独占資本に握られていることに由来しており、この枠組みを前提とした規制には限界があることを表現しているにすぎない。しかし、枠組みが前提されているところから出発して枠組みそのものを変革するところまで到達するための道筋や手順が示されなければ新たな枠組みに対する展望も確固たるものになりえない。このような経済民主主義の具体化の問題に関しては検討されるべき余地が多々あるように思われるが、現在の経済学の課題がこの問題にあるということを明確にしている点が本書の意義であると考える。この問題について経済学研究者に留まらず多くの人々によって検討され議論されることこそが著者が望んでいるところであろうと推測される。

(実教出版・1997年4月刊・2400円)

(立教大学教授)

法政大学大原社会問題研究所編 『現代の韓国労使関係』

金 元 重

97年11月、突如韓国を襲った通貨・金融危機は、韓国経済をその絶頂から奈落の底へ突き落とした。OECD加盟を達成し、念願の先進国仲間入りを果たしたと思いきや、対外債務支払い不能の危機に直面して、止むを得ずIMFに救済金融を要請しなければならなくなったことは、韓国が世界第11位の経済大国になり、1人当たりGDPが1万ドルの大台に乗っ

書 評

たと聞かされていた多くの韓国国民にとって、まさに晴天の霹靂であった。通貨・金融危機とその後のIMF管理体制は、韓国経済の再生に様々な問題をもたらしているが、何よりも労働者の雇用危機はきわめて深刻である。それは97年の労働関係法改正時に、ゼネスト闘争の成果として2年間の実施猶予となった整理解雇制が、今回IMFの融資条件の一部として早期実施を迫られ法制化されたため、現在、整理解雇の嵐が吹き荒れているからである。ゼネストのときには国際世論が追い風となったが、今度はIMFという外圧が容赦なくゼネストの成果をむしり取ってしまったのである。97年11月末の失業率は、2.9%で失業者は57万人であったが、98年7月末では7.6%、165万人にまで増加し、年末には200万人を越すと見られている。

本書が刊行されたのは、まさにこうした韓国経済の激変のただなかであり、労使関係が抜き差しならない状況に立ち至った時点であった。本書は、法政大学大原社会問題研究所と仁荷大学校産業経済研究所との日韓労使関係共同研究の成果の第2冊目として生み出されたものであり、主として日本側研究者の10編の論文を収録している。韓国労使関係をめぐる様々な問題をインタビュー等現地調査を重ねて説明しており、いわば韓国経済の絶頂期における労使関係研究の最新の成果である。

本書の構成と内容を簡単に紹介しておくと、序章 韓国労使関係の歴史的展開と現状の基本問題（萩原進）、第1章 農村―都市間労働力移動の基本問題（祖父江利衛）、第2章 韓国の「都市下層」と労働市場（横田伸子）、第3章 転換期における韓国の人的資源管理制度（鄭在勲）、第4章 大宇自動車における日本の生産システムの導入と作業組織（公文溥）、第5章 韓国の重工業大工場における人事制度改革（金鎔基）、第6章 韓国民主労総の位置と役割（相田利雄）、第7章 労働法制の過去と現在（三満照敏）、第8章 韓国の労使関係改革と労使の対応（小林謙一・川口智彦）、第9章 個別的労使関係の日韓比較（嶺学）、第10章 日韓労使関係の比較史的検討（二村一夫）、結びに代えて（嶺学）という構成である。

序章は、軍事政権の労働政策について従来の「開発独裁下の輸出指向工業化政策論」という捉えかた

を批判し、軍事政権の政策構想、経済開発計画、実際に行われた労働政策を総合してみると、軍事政権の意図は、韓国の賃金水準を経済成長に即して先進国水準にまで引き上げることであった、と評価する。また朴政権のスト規制については、その国家非常事態下での危機管理的性格を重視すべきであるとし、統計資料で見る限り実際には「賃金暴騰」や労働組合の「高度成長」が生じていることから、賃金抑制や労働組合弾圧がなされたとは見なしがたい、とする。論争的で興味深い問題提起ではあるが、労働政策の評価を労働政策そのものの歴史具体的分析ではなく、賃金などの統計資料からの類推で判断することの危険性を感じざるを得ない。政府の労働組合に対する過酷な弾圧にも関わらず、労働組合が「高度成長」することもあることを、我々は弾圧に屈しなかった民主労総の形成・発展過程を通して知っているからである。

第1章は、ルイス・モデル等を批判しながら韓国工業化のための労働力は農業就業者からではなく、農家新規学卒者から供給されたこと、その要因は高学歴高賃金が誘因となって、農家の現金収入増大が教育投資を増大させたからであるとしている。第2章は、1970年代から80年代前半の労働市場を従来の二重労働市場としてではなく、近代的生産労働者をも含む全体として単一の「都市下層」という概念で捉え、「都市無許可定着地」調査をもとに実証的に分析している。第3章は韓国企業の「高費用・低効率」構造を克服すべく、年功制の改革として展開されている新人事制度の導入を詳しく紹介している。第4章は労使双方のインタビューをもとにした事例研究でもある。躍進が目覚ましい大宇自動車における日本の生産システムの導入は、経営者の独自の判断のもとに経営革新運動を通してなされているが、その最大の目的は労使関係を安定化させることであるという。組合員へのインタビューを通して明らかにされた職場組織のあり方と組合員の意識に関する分析は、これまでの韓国労使関係研究のなかで未開拓の分野である。第5章は、人事制度改革を、労働者側の「学歴身分制」打破の要求に対する労使双方の取り組みという観点から分析している。韓国労働組合運動の拠点ともいえる現代自動車での人事改革交

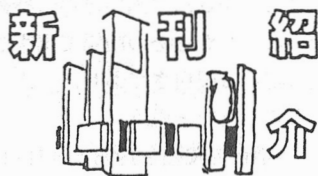
渉が、労使双方に内在する改革派对保守派、改革賛成派对改革警戒派の葛藤によって複雑で困難なものになっている過程が興味深く描かれている。第6章は、新しいナショナルセンター民主労総の形成過程を、1987年の労働者大闘争を起点とする民主的労働運動の組織的発展として叙述し、特に金属産業労組の現況と課題を著者自身の日本の中小企業労働組合運動への関心と関わらせながら、明らかにしている。第7章は、1997年3月改正成立した労働関係法制の詳細な分析・解説であるが、単なる条文解説ではなく、法改正の基礎作業を遂行した労使関係改革委員会における争点を分析している点で、労使双方の政策意図を理解しやすくしている。第8章は、今回の労働法改正を、労使双方がどのように受け止め、今後どのように対処しようとしているのかをインタビューを通して明らかにしており、現在のIMF管理体制下での整理解雇問題についても多くの示唆を与えてくれている。第9章は、長期安定雇用と年功制について著者自身の概念規定と分析枠組みを提示したうえで、日韓の比較を行っている。分析は慎重で、断定を避けながらも日韓の類似性の中の微妙な相違を浮き彫りにしている。即ち、長期安定雇用、年功制が韓国においても成立したことが確認できるが、これらの制度・慣行をそれとして成立せしめる当事者間における理念の自覚的共有という点で、韓国は日本に比べ未成熟なまま、経済環境の変化にともない新人事制度の導入等が始まっているとしている。第10章は、日本と韓国の労使関係の比較を、企業別

労働組合という組織上の共通性、労働者の「社会的地位」に対する敏感さという共通性、意思決定のあり方の相違等を中心に歴史的に考察している。アングロサクソン諸国の労使関係の特質との対比を念頭におきながら、著者の本領とする日本労働史、社会史ばかりでなく文化史、思想史や文化人類学的な知見を駆使して制度・慣行を支える人々の意識にまで下りて比較考察を進めている。初めての本格的な日韓労使関係比較である。

ところで二村教授が日韓労使関係比較に際して「このテーマを困難にしているのは、研究対象そのものが変化のただなかにあることである。世界史的にも例のない早さで変化し、今なお日々変化を続けている韓国の経済・社会を見ると、またそれ以上に激変の可能性を秘めている政治状況と政治に強く影響されてきた韓国労使関係の歴史を考えると……〈現状〉が、瞬時にして古い事態に変化する可能性をはらんでいるのである」と述懐しているように、現在、韓国の労使関係は、IMF管理体制下という新たな段階での整理解雇をめぐる対立と紛争に直面している。運動の中心がこれまでの賃金を始めとする労働条件から、雇用問題へと移行した現在、韓国労働運動と労使関係の研究に日本でのこれまでの日本労使関係研究の蓄積が寄与しうる可能性も増大しているのではないだろうか。本書の研究成果は、その可能性を感じさせるに十分である。

(御茶の水書房・1998年3月刊・6200円)

(法政大学非常勤講師)



木下滋、土居英二、森 博美編

『統計ガイドブック 社会・経済』(第2版)

本書は「社会科学としての統計学」を共通の問題意識とする経済統計学会に所属する気鋭の研究者18人の共同執筆からなる統計ガイドブックである。この

学会のメンバーは、かつて統計指標研究会『統計日本経済分析』(上・下)新日本出版社、1977年を出版したが、本書はこの研究の流れを汲むものである。社会・経済問題を解き明かすには、統計の正しい理解と利用が不可欠である。本書の初版は統計体系の視点から統計をわかりやすくガイドし、正しい統計利用を広めることを目的に、1992年に刊行された。今回、インターネット、ニューメディアの統計の普及という統計環境の変化に即して改訂第2版が刊行された。統計に関する国内的、国際的情報は、従来は統計刊行物(印刷物)が中心であったが、最新の情報はインターネットのホームページから直接に入